

意見公募手続を実施しないで規則等を定めた案件一覧

静岡市行政手続条例第37条第4項各号のいずれかに該当することを理由として、意見公募手続を実施しないで規則等を定めたものです。

【令和6年度】

No.	規則等の題名	担当課	適用除外規定	理由	公布日等
1	静岡市歴史博物館の特別閲覧料、使用料の減額及び免除に係る基準	歴史文化課	第37条第4項第2号	この規則等は、静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）第17条の規定による、特別閲覧料又は使用料を減額し、又は免除することができるか否かを判断するために必要とされる基準（審査基準）であって、静岡市行政手続法条例第37条第4項第2号にある「納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める」規則等に当たるため	令和6年5月2日
2	静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	保険年金管理課	第37条第4項第3号	本件規則は、国民健康保険の保険給付に係る規定を改正するものであって、予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる事項を定める規則等に当たるため	令和6年9月30日
3	静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則	子ども家庭課	第37条第4項第3号	本件規則は、児童手当の支給について定める児童手当法の施行に関し、児童手当法及び児童手当法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであり、静岡市行政手続法条例第37条第4項第3号に規定する「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等」に該当するため	令和6年10月15日
4	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭課	第37条第4項第7号	本件規則は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、児童手当法（昭和46年法律第73号）が改正されたことに伴い当然必要とされる規定の整理又は用語の整理を内容とする規則に当たるため	令和6年10月15日
5	静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則	税制課	第37条第4項第7号	静岡市税条例の一部を改正する条例の施行に伴い当然必要とされる規定の整理であるため	令和6年11月7日
6	静岡市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課	第37条第4項第7号	この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号）の改正により、静岡市博物館の登録に関する規則（平成27年静岡市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則であり、他の法令の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる規定の整理にあたるため	令和6年11月29日
7	静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則	スポーツ振興課	第37条第4項第2号 第37条第4項第7号	この規則のうち、その一部の改正規定は、総合運動場、体育館、城北運動場、清水蛇塚スポーツグラウンド、スポーツ広場及び清水滝原球場の利用料金について定める静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）、静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）、静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）、静岡市スポーツ広場（平成15年静岡市条例第129号）及び静岡市清水滝原球場条例（平成15年静岡市条例第3号）の施行に関し必要な事項を定めるものであって、納付すべき金銭の額について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則等に当たり、また、その余の改正規定は、用語の整理その他の形式的な変更を内容とする規則等に当たるため	令和7年1月28日
8	静岡市コミュニティセンター条例施行規則等の一部を改正する規則	スポーツ振興課	第37条第4項第2号 第37条第4項第7号	この規則のうち、その一部の改正規定は、コミュニティセンター、多目的スポーツグラウンド、テニス広場、恩田原スポーツ広場、有度山総合公園運動施設及び都市公園の利用料金について定める静岡市コミュニティセンター条例（平成18年静岡市条例第4号）、静岡市多目的スポーツグラウンド条例（平成16年静岡市条例第24号）、静岡市テニス広場条例（平成26年静岡市条例第8号）、静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡市条例第73号）、静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）及び静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の施行に関し必要な事項を定めるものであって、納付すべき金銭の額について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則等に当たり、また、その余の改正規定は、用語の整理その他の形式的な変更を内容とする規則等に当たるため	令和7年3月12日